

対象経費例示一覧

項目	内容	判定結果	理由	
換気の改善	窓設置工事	○	【新設】・【増設】 窓の設置とあわせて網戸を設置した場合も補助対象となります。	
		○	【更新】 FIX窓から開閉可能な窓への改修など換気量が既存より増加することが補助要件となります。 窓の設置とあわせて網戸を更新した場合も補助対象となります。	
	出入口への網戸設置	○	【新設】のみ対象 換気のために、出入口を常に開けることにより虫等の侵入の可能性が高まることから補助対象となります。	
	網戸のない窓への網戸設置	○	【新設】のみ対象 換気のために、出入口を常に開けることにより虫等の侵入の可能性が高まることから補助対象となります。	
	網戸の網の張替え	○	補助対象となります。	
	換気扇		○	【新設】 補助対象となります。
			○	【増設】 補助対象となります。
			○	【更新】… 既存換気扇を撤去し、その場所に改めて設置するもの。 既存の換気扇よりも換気機能を向上を見込めるものであり補助対象となります。
	エアコン(換気機能付き)	○	換気扇と同様の理由により補助対象となります。	
	エアコン (換気機能を促進するもの)		○	【新設】・【増設】 窓や換気扇など換気設備への送風を行うことで換気を促進する機能を持つ設備として、補助対象となります。 設置場所については、換気を促す場所へ設置してください。
		○	【更新】… 既存エアコンを撤去し、その場所に改めて設置するもの。 窓や換気扇など換気設備への送風を行うことで換気を促進する機能を持つ設備として、補助対象となりますが、既存のエアコンよりも風量の増が見込めることが補助要件となります。 設置場所については、換気を促す場所へ設置してください。	
空気清浄機の購入・設置	○	換気を促進する機器(風を出して空気を循環させる機器)として補助対象としているため、換気を促進する場所(窓や換気扇の下など)へ設置してください。		
扇風機の購入・設置	○	換気を促進する機器(風を出して空気を循環させる機器)として補助対象としているため、換気を促進する場所(窓や換気扇の下など)へ設置してください。		
サーキュレーター	○	換気を促進する機器(風を出して空気を循環させる機器)として補助対象としているため、換気を促進する場所(窓や換気扇の下など)へ設置してください。		
設備の改善	スペース増床	○	室内空間の拡張やテラスの増築など3密対策に資する事業が補助対象となります。	
	客席の個室化	○	空間を区切ることで、不特定多数との接触機会を減らし、衝立と同様の効果が期待できることから補助対象となります。 ただし、消防法等の各種法令などに適合し、換気機能を悪化しないものに限りです。	
	整理券発券機	○	従業員と客の接触機会を低減する効果があることから、補助対象とする。ただし、列整、密を作らない対策をとってください。	
	予約受付用機器の導入	○	システムの開発費を除くパッケージソフトの購入について、密集・密接の軽減効果があるため、その機器を含めて補助対象となります。	
	オンライン授業	△	完全オンライン化は補助金の趣旨(安心して来店できる)に反することから、一部オンライン化する場合のみ補助対象となります。	
	個人スマホでの注文システム導入	○	システム開発を伴わないパッケージソフトの購入は補助対象となります。	
	注文用タッチパネルの導入	△	システムの開発費を除きパッケージソフトの購入とあわせて導入する機器を含めて補助対象となります。	
	センサー式自動蛇口の設置	○	接触機会を減らすことで感染拡大防止に効果があることから補助対象となります。	
	ペーパータオルの設置	△	ペーパータオルホルダーと専用ゴミ箱は補助対象、ペーパー自体は通常消耗品のため補助対象外となります。	
	便器の設置・改修	○	汚水が飛び散ることによる飛沫感染防止のため、フタ付き便座に変更するものを対象となります。	
ドライブスルー	○	従業員と客の密集・密接を低減する効果があることから、補助対象となります。		
物品の購入	マスク	○	補助対象となります。	
	手袋	○	補助対象となります。	
	消毒(除菌)マット	○	補助対象となります。	
	加湿器	×	次亜塩素酸やその他薬品を噴霧する加湿機能のみの機器は、コロナの感染拡大防止効果が立証されていないため、補助対象外となります。	
	非接触型検温器	○	補助対象となります。	
	サーモグラフィ	○	補助対象となります。	
	サーマルカメラ	○	補助対象となります。	
	次亜塩素酸関連機器の購入	×	現時点で次亜塩素酸が新型コロナウイルスに対し、不活化効果が認められず、人体への影響も不明確なため補助対象外とする。ただし、今後機器の検証により、人体に影響がなく、新型コロナウイルスに対して効果があることが検証された場合は補助対象となります。	
	小型オゾン除菌・消臭器	×	現時点でオゾン散布による新型コロナウイルスの不活化条件は、人体に影響があることから補助対象外とする。ただし、今後機器の検証により、人体に影響がなく、新型コロナウイルスに対して効果があることが検証された場合は補助対象となります。	
	防護服	○	補助対象となります。	
	フェイスシールド	○	飛沫感染防止に効果があるため補助対象となります。	
	キャッシュレス導入	○	接触感染の機会減少に繋がる、キャッシュレス導入のために設置する機器は補助対象となります。	
	サッカー台増設	○	客の密集を防ぐ効果があるため、補助対象となります。	

	自動精算機(セルフレジ)	○	接触感染の機会減少に繋がる、キャッシュレス導入のために設置する機器は補助対象となります。
	順番待ち位置印ステッカー	△	補助対象となります。(養生テープなどで作成した一時的な対策は不可)
	レジ用飛沫防止シート	○	補助対象となります。
	席区分け、アクリル板の設置	○	補助対象となります。
	ビニールカーテン	○	補助対象となります。
	運転席と客席を区別する透明シート等	○	
	つい立、仕切りなど	○	
	予防広告	○	
	テーブル・椅子等増設	△	座席の分割、座席数の減など3密対策に効果があるものを補助対象となります。
	大皿・小皿	○	バイキングなど、大皿提供から小分けにするために必要なものについては、補助対象となります。
	センサー(重量)の調整	○	密を防ぐためのエレベーターの改修にかかる費用は補助対象となります。
その他	除菌・清掃に係る費用	○	除菌用の清掃用品や、業者を入れての消毒等役務費にかかるものは補助対象となります。